

# 風力発電所の安全確保等に関する協定書の締結について

建設環境課

## 1 概要

日本風力ジョイントファンド株式会社、琴浦町、鳥取県の3者が、令和2年12月4日付けで、「風力発電所の安全確保等に関する協定書」を締結したので、報告するもの。

## 2 再稼働について

再稼働は、令和2年12月21日(月)を予定

## 風力発電所の安全確保等に関する協定書

日本風力開発ジョイントファンド株式会社（以下「甲」という。）、琴浦町（以下「乙」という。）及び鳥取県（以下「丙」という。）は甲及び甲の関連子会社が鳥取県内で運転する別表第1の風力発電所（以下「風力発電所」という。）に関して、地域住民の安全安心及び生活環境の保全を図るため次のとおり協定する。

### （安全性の確保）

第1条 甲は、風力発電所の運行にあたっては、関係法令及び甲が定める保安規程のほか、この協定を厳守して安全性の確保に努めるものとする。

### （地元自治体等との連携）

第2条 甲は、必要に応じて、乙及び丙に対して風力発電所の安全性の確保に関する取組について説明するものとする。

2 甲は、年1回以上、地域住民に対して風力発電所の運転・点検の方法、状況を含め安全性の確保に関する取組についてチラシ等の広報媒体等により周知するものとする。

### （異常時、災害時の対応）

第3条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに風力発電所を構成する当該個別の風力発電設備（以下「発電設備」という。）の運転を停止しなければならない。

（1） 落雷、洪水、暴風、豪雪、地震等（以下「自然災害」という。）により発電設備が現に破損し、又はそのおそれがあるとき。

（2） 自然災害により、発電設備が稼働していることによって第三者に対して現に損害を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。

（3） 発電設備の異常、破損等により、近隣への被害が現に発生し、又はそのおそれがあるとき。

2 甲は、前項により発電設備の運転を停止したときは、乙、丙及び地域住民等に直ちにその旨を報告しなければならない。

3 甲は、第1項各号のいずれかに該当する場合、直ちに被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じなければならない。

4 甲は、第1項第3号に該当する場合、その原因究明と再発防止に努め、その経過及び結果を乙及び丙に報告しなければならない。

5 甲は、第1項第3号により運転を停止した発電設備の運転を再開しようとするときは、事前に乙、丙、協定又は覚書を甲と締結している別表第2の自治会その他関係者の同意をとらなければならない。

6 前項の規定により同意をとる関係者の範囲、同意をとる方法等の詳細については、事案の態様を踏まえてその都度、事前に甲、乙及び丙が協議して定める。

(損害の補償)

第4条 甲は、風力発電所の保守及び運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は、速やかにその損害を補償しなければならない。

(報告)

第5条 乙及び丙は、必要に応じて風力発電所の運行の安全性の確保に関する報告を甲に対して求めることができる。

(地位の承継)

第6条 甲は風力発電所を第三者に譲渡する場合、事前又は事後速やかに乙及び丙にその旨を報告すると共に、この協定書に定める甲の地位を当該第三者に承継させなければならない。

(疑義又は定めのない事項)

第7条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙が記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月4日

甲 東京都中央区日本橋一丁目4番1号日本橋一丁目ビルディング  
日本風力開発ジョイントファンド株式会社  
代表取締役 塚脇 正幸



乙 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2  
琴浦町  
琴浦町長 小松 弘明



丙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県  
鳥取県知事 平井 伸治



別表第1

発電所名	風車号機	住所
東伯風力発電所	1	鳥取県東伯郡琴浦町槻下字水溜 838-4
	2	鳥取県東伯郡琴浦町大字金屋字大高谷 22-504
	3	鳥取県東伯郡琴浦町大字金屋字八橋野 1-183
	4	鳥取県東伯郡琴浦町大字金屋字大高谷 22-505
	5	鳥取県東伯郡琴浦町大字杉下字八橋野 455-449
	6	鳥取県東伯郡琴浦町大字杉下字崎山 480-27
	7	鳥取県東伯郡琴浦町大字杉下字八橋野 458-217
	8	鳥取県東伯郡琴浦町大字森藤字八橋野ノ内下駄道ノ上 365-127
	9	鳥取県東伯郡琴浦町大字森藤字八橋野ノ内中駄道ノ下 364-30
	10	鳥取県東伯郡琴浦町大字森藤字出合谷 1087-2
	11	鳥取県東伯郡琴浦町大字森藤字大法山 686-51
	12	鳥取県東伯郡琴浦町大字森藤字大峰 1208-5
	13	鳥取県東伯郡琴浦町大字法万寺蛇谷峯 1045-22

別表第2 (第3条関係)

発電所名	自治会名
東伯風力発電所	槻下自治会
	金屋自治会
	平和自治会
	杉下自治会
	森藤自治会
	下法万自治会
	上法万自治会